

沖縄県公報

定期発行日 毎週火·金曜日

(当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

告 示

○ 救急病院の告示(医療政策課)	1
○ 民有保安林の指定の予定・2件(森林管理課)	1
○沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認(文化振興課)	2
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件(南部土木事務所)	2
公告	
○情報公開制度の運用状況の公表(総務私学課)	3
○個人情報保護制度の運用状況の公表(総務私学課)	
○種苗生産事業者講習会の開催(森林管理課)	7
正、誤	
○ 令和 2 年 6 月16日付け公報定期第4848号中訂正 ····································	3

告示

沖縄県告示第356号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。 令和2年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
	宮古島市平良字松原552 番地1	医療法人沖縄徳洲 会	令和2年7月22日	令和5年7月21日

沖縄県告示第357号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和2年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上グスク552番2 (次の図に示す部分に限る。)、554番2、554番3
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

- イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。)

公

沖縄県告示第358号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

報

令和2年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字内花イシジュムイ原3974番2、3974番3
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。)

沖縄県告示第359号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和2年7月31日

沖縄県文化観光スポーツ部長 渡 久 地 一 浩

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和2年7月23日から同年9月6日まで
- 4 観覧料の額

令和2年度美術館企画展「描かれた首里城」

	区分	観覧料の額(1 人につき)
	应 万	個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	500円	400円
	大学生及び高校生	300円	240円
	中学生及び小学生	無料	無料

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者 (小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をい う。

沖縄県告示第360号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年7月31日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年4月27日
- 3 指定に係る道路の位置 八重瀬町字東風平東風平原230番3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 27.13メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

沖縄県告示第361号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年7月31日

沖縄県南部土木事務所長 多嘉良 斉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年6月3日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市佐敷字仲伊保花振原197番3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 39.46メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

沖縄県告示第362号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年7月31日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年6月22日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市佐敷字新里長作原1976番18、1981番8及び1982番15
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
- (1) 延長 73.55メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

公告

沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)第37条第2項の規定により、平成31年度(令和元年度)における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 公文書の開示請求の受付状況

区分	開示請求件数
行政情報センター	1,462

警察情報センター	53
その他窓口 (出先機関)	259
合計	1,774

2 実施機関別開示請求の受理状況

(単位:件)

	実施機関	開示請求件数
知事	知事公室	29
	総務部	23
	企画部	13
	環境部	74
	子ども生活福祉部	20
	保健医療部	664
	農林水産部	228
	商工労働部	29
	文化観光スポーツ部	27
	土木建築部	420
	出納事務局	0
	小計	1, 527
議会		12
教育委員会	2	91
公安委員会	2	7
警察本部長	The state of the s	46
選挙管理委		19
監査委員		2
人事委員会		2
労働委員会		1
収用委員会		1
海区漁業訓	調整委員会	0
内水面漁場管理委員会		0
公営企業0)管理者	65
病院事業の)管理者	1
	合計	1,774

3 公文書の開示請求の処理状況

Ţ	件数	
決定	開示	972
	部分開示	642
	不開示	33
存否応答拒否	2	
不存在		216
取下げ	40	
	合計	1, 905

- 注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決 定(処理)が行われたためである。
- 4 不服申立ての処理状況

(単位:件)

不服申立て	取下げ	未処理	諮問	情報公開審査会											
小旭中立(以下り	不处理	的问	宏 ≇	審議中	取下げ	歩 由		答申の	内容					
				番	奋 俄 中	双下门	AX [17]	AX 1. ()	AX (*V)	答申	7 合中	認容	一部認容	棄却	その他
27 (9)	1	6(1)	20(8)	2	3	0	15(8)	0	6(5)	8(2)	1(1)				

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)第61条第2項の規定により、平成31年度(令和元 年度)における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 個人情報の開示請求等の受付状況

(単位:件)

	区分	行政情報センター	警察情報センター	その他窓口 (出先機関)	計
開示請求		1, 391	120	1, 248	2, 759
	文書による開示請求	54	120	98	272
	口頭による開示請求	1, 337	0	1, 150	2, 487
訂正	E請求	0	2	0	2
利用]停止請求	0	0	0	0
	合計	1, 391	122	1, 248	2, 761

- 注 本庁各担当課における「口頭による開示請求」は、行政情報センターに計上した。
- 2 実施機関別の開示請求等の受付状況

	開示請求			
--	------	--	--	--

47 4 7	月31日 金曜日	- 1	TIX.			第4008
	実施機関	文書による 開示の請求	口頭による 開示の請求	訂正請求	利用停止請求	計
知事	知事公室	0	0	0	0	0
	総務部	6	0	0	0	6
	企画部	3	0	0	0	3
	環境部	1	3	0	0	4
	子ども生活福祉部	26	0	0	0	26
	保健医療部	90	102	0	0	192
	農林水産部	0	0	0	0	0
	商工労働部	0	18	0	0	18
	文化観光スポーツ部	1	64	0	0	65
	土木建築部	10	0	0	0	10
	出納事務局	0	0	0	0	0
	小計	137	187	0	0	324
教育委员	員会	3	1, 029	0	0	1, 032
公安委」	員会	6	0	1	0	7
警察本	部	114	0	1	0	115
選挙管	理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	—————————————————————————————————————	0	0	0	0	0
人事委	員会	10	1, 267	0	0	1, 277
労働委	員会	1	0	0	0	1
収用委	員会	0	0	0	0	0
海区漁	業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面	漁場管理委員会	0	0	0	0	0
公営企	業の管理者	0	0	0	0	0
病院事	業の管理者	1	4	0	0	5
	合計	272	2, 487	2	0	2, 761
		1	1		l	

3 文書による開示請求の処理状況

	区分				
決定	開示	124			
	部分開示	124			
	不開示	7			
	不開示 (不存在)	21			
取下げ		3			

検討中	1
合計	280

注 文書による開示請求の受付件数と本表の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定 (処理)が行われたためである。

公

4 訂正請求の処理状況

(単位:件)

	件数	
決定	訂正決定	1
	不訂正決定	1
取下げ		0
検討中		0
	2	

5 利用停止請求の処理状況

(単位:件)

	件数	
決定	利用停止決定	0
	利用不停止決定	0
取下げ		0
検討中		0
	合計	0

6 不服申立ての処理状況

(単位:件)

不服申立て	取下げ	未処理	土加珊	土加珊	諮問	個人情報保護審査会					
小加甲五〇	以下り	不处理	前 可	審議前 審議中		助大ば を	中 取下げ 答申 答申の内容			内容	
				番	番硪甲	審議中取下げ	収下り 合甲	認容	一部認容	棄却	却下
9(0)	0	0	9(0)	0	1	0	8(0)	0	4(0)	4(0)	0

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

平成31年度(令和元年度)の審査請求に係る諮問済9件のうち、8件について答申した。

このほか、重要事項13件(特定個人情報評価書1件、個人情報保護制度関係12件)の諮問があり、全てについて答申した。

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、令和2年度種苗生産事業者講習会を次の とおり開催する。

令和2年7月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和2年9月10日(木曜日)午前9時30分から午後5時15分まで
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁9階第4会議室
- 3 対象者 林業種苗生産事業に従事する者又は従事しようとする者

- 4 受講手続 受講申込みは、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課(電話番号0980-52-283 2)、沖縄県南部林業事務所(電話番号098-941-2583)、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課(電話番号0980-72-2365)又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課(電話番号0980-82-2342)において令和2年8月17日から同月28日までに行うこと。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部森林管理課(電話番号098-866-2295) に問い合わせること。

正誤

令和2年6月16日付け公報定期第4848号登載の「建築基準法に基づく道路の位置の指定(沖縄県告示第302号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	上から21	757番3ほか3筆	757番3、757番8、757番13及び757番14

 発
 行
 所

 沖
 縄
 県
 総
 務
 部

 総務私学課
 電話番号
 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)